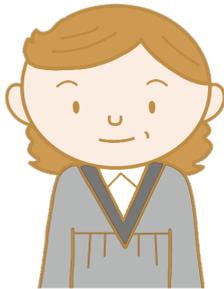


家庭裁判所が申立てを受け付けてから審判が下りるまで、約1~2ヶ月かかります。
確定後、登記されるまで更に1ヶ月ほどかかります。

4

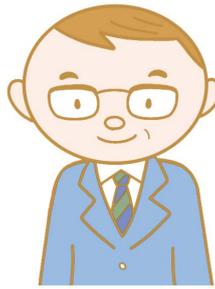
しん ばん
審 判



- 家庭裁判所は後見等開始の審判をし、最も適任と思われる方を成年後見人等を選任します。
- 場合により成年後見人等の監督人を選任します。
- 審判結果(審判書)が申立人と本人、後見人等に通知されます。
- 申立書に記載された候補者が必ず選任されるとは限りません。

5

しん ばん かく てい
審判確定・
とう き
登記



- 審判書が届いてから2週間後に審判が確定し、正式に成年後見人等の就任が決まります。
- 確定後、審判の内容は東京法務局に登記されます。
- 登記事項証明書は、審判書が成年後見人等が届いてから約1ヶ月後より取得できます。

6

かい し
開 始



- 後見人等は定められた権限の範囲において、本人の生活に配慮しながら本人を援助します。
- 後見人等は家庭裁判所や後見等監督人の監督を受けます。
- 報酬は、家庭裁判所が本人の収入や資産、成年後見人等の仕事内容を総合的に判断して決めます。

※審判書が通知されて2週間以内に不服申立てがされない場合、審判が確定します。

※誰を成年後見人等を選任するかという点については、不服申立てをすることはできません。

とう き しょうめいしょ 「登記されていないことの証明書」について

成年後見制度は登記制のため、すでに他の人が本人の後見人等として登記されていないかの証明書が必要になります。

東京法務局でしか発行していませんが、郵送請求が可能です。

成年後見
登記とは?

平成12年3月31日以前、禁治産者(成年被後見人とみなされる者)・準禁治産者(被保佐人とみなされる者)は、本人の戸籍への記載という方法で公示されていましたが、平成12年4月1日以降、新しい成年後見制度の施行により、その公示方法が変更されました。

そのため、成年被後見人・被保佐人等に該当していないことの証明は「登記されていないことの証明書」によって行うことになりました。

また、ここには、後見人等の登記もされるので成年後見人等になった人は、登記事項証明書の発行を受けることで後見人等であることを証明することができます。